京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例(令和4年3月30日京都市条例第86号)(野外活動施設花背山の家事業課)

京都市野外活動施設花背山の家の使用料の適正化を図る必要があるため、次のとおり使用料を改定することとしました。

	区分	単位	使 用 料	
			改正前	改正後
	小学校の児童及び中学校の生徒		5 5 0	円 5 5 0
	高等学校の生徒及び高等専門学 校の学生		1,100	1, 650
	その他の者	1人につ	2,300	3, 450
キャンプ場	小学校の児童及び中学校の生徒	き1泊 - -	3 0 0	3 0 0
	高等学校の生徒及び高等専門学 校の学生		5 5 0	8 2 0
	その他の者		1,150	1, 720
研修室	第1研修室,第2研修室及び第 4研修室	1室につき1時間	1,150	1, 720
	第3研修室及び第5研修室		570	8 5 0
プレ	イ ホ ー ル	1 時間	1,150	2, 300
グラウンド	午前9時から正午まで	1 回	10,370	15, 550
	午後1時から午後5時まで		13,820	20, 730
テニスコート	午前9時から午後5時まで		1,360	2, 040
	午後5時から午後9時まで		1,720	2, 580
その他の施	小学校の児童及び中学校の生徒	1人につ き1回	150	150
設(駐車場を除く。以	高等学校の生徒及び高等専門学 校の学生		250	3 7 0
下同じ。)	その他の者		470	700

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

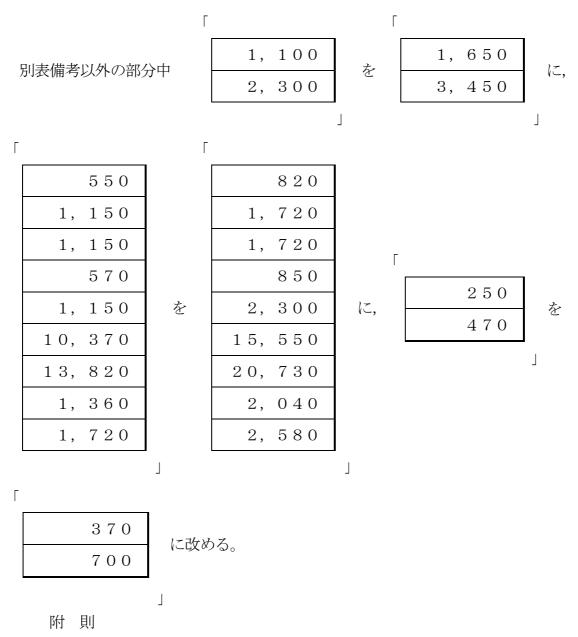
京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 86号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。



(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市野外活動施設花背山の家条例(以下「改正後の条例」 という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、こ の条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の使用に係る使用料でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(野外活動施設花背山の家事業課)